公　告

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 28 年 1 月 13 日

農林水産大臣　森山　裕

記

1　日時　平成28年１月26日午後２時から

2　場所　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省共用第２会議室

3　意見を聴こうとする事項

⑴　タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウェイ種及びチョークアナン種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２中ミカンコミバエ種群及びウリミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて

⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を改正することについて

4　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課検疫対策室長）

5　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成28年１月21日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950 東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）へ提出すること。

⑴　氏名及び住所

⑵　意見を聴こうとする事項に対する意見の概要（意見及びその理由）

6　留意事項

⑴　議長は、公述申込者が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することがある。

⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合

ハ　公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合

⑷　傍聴人が多数となり、全員が公述の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置をとることがある。

7　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成26年検第14565・14566号詐欺被告事件（平成26年庁外領第8764号）　1．携帯電話機５台

平成26年検第10031号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成27年領第5113号）　1．現金860,000円

平成21年検第16871号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成21年庁外領第5506号）　1．キャッシュカード１枚。2．携帯電話１台。3．ウエストポーチ１個。4．封筒７枚。5．ボールペン３本。6．シャーペン２本。7．蛍光ペン１本。8．ライター１個。9．紙片11枚。10．鍵２本。11．印鑑１本。12．筆箱１個。13．充電器変換アダプター１個。14．基盤１台。15．チップ２個。16．コード４本。17．サイコロ２個。18．電池１個

平成21年検第16871号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（平成27年領第4898号）　1．現金1,747,000円

平成25年検第16267～16271号電子計算機使用詐欺被告事件（平成26年庁外領第3033号）　1．宅急便１個

平成25年検第16267～16271号電子計算機使用詐欺被告事件（平成26年領第1117号）　1．現金2,809,000円

長野区検察庁検察官

平成27年検第100276号盗品等有償譲受け被疑事件（平成27年領第128号）　1．乗用草刈機１台

新潟地方検察庁三条支部検察官

平成27年検第10096・10097号窃盗被告事件（平成27年領第46号）　1．髭剃り３個。2．髭剃りの替え刃15個。3．加工食品１箱。4．普通乗用自動車１台。5．エンジンキー１個

大阪地方検察庁検察官

平成26年検第21048号盗品等有償譲受け、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件（平成27年領第2967号）　1．ブレスレット18本。2．数珠１本。3．ネックレス44本。4．ネクタイピン４個。5．メダル２枚。6．ブローチ５個。7．ピアス１組。8．マネークリップ１個。9．外国硬貨（香港２ドル）１個。10．外国硬貨（香港50セント）１個。11．外国硬貨（アメリカ25セント）１個。12．外国硬貨（ユーロ20セント）１個。13．外国硬貨（シンガポール10セント）１個。14．外国硬貨（アメリカ５セント）１個。15．外国硬貨（アメリカ１セント）１個。16．外国硬貨（アメリカ10セント）１個。17．外国硬貨（ジャマイカハーフペニー）１個。18．外国紙幣（アメリカ20ドル）１枚。19．外国紙幣（アメリカ10ドル）３枚。20．外国紙幣（アメリカ１ドル）５枚。21．外国紙幣（韓国1000ウォン）２枚。22．外国紙幣（ギリシャ100ドラクマ）１枚。23．古銭28枚。24．現金10円。25．腕時計34個。26．現金100円。27．外国硬貨（韓国100ウォン）１個。28．指輪５個。29．ペンダントトップ１個

神戸地方検察庁検察官

平成25年検第2727～2732号殺人被告事件（平成25年領第1529号）　1．休日・夜間等診療依頼証１通「受還付人大塚こと内町美佐」。2．住民基本台帳カード１枚「受還付人大塚こと内町美佐」

津地方検察庁検察官

平成27年検第100029号邸宅侵入、窃盗被告事件・平成27年検第100030号常習累犯窃盗被告事件（平成27年領第120号）　1．腕時計57個。2．ネックレス58本。3．小銭入れ７個。4．香水１個。5．ブローチ12個。6．ペンダントトップ６個。7．イヤリング15対。8．イヤリング19個。9．ネクタイピン20個。10．ピアス５個。11．バッチ14個。12．